

業務指示書

モロッコ国廃棄物管理能力向上支援業務

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月12日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」
(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：廃棄物管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／廃棄物管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：廃棄物管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 埋立処分場計画/廃棄物エンジニアリング】

- 1) 類似業務の経験：埋立処分場計画/廃棄物エンジニアリングに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モロッコ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MAD1 = 10.6016 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/廃棄物管理
埋立処分場計画/廃棄物エンジニアリング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

13.34 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月10日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

モロッコ国廃棄物管理能力向上支援業務

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/廃棄物管理	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 埋立処分場計画/廃棄物エンジニアリング	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 専門家派遣の目的・内容に関する事項】

1. 専門家派遣の背景

モロッコでは、経済発展に伴い、年間の全国廃棄物総排出量が2008年の約470万トンから2015年には約690万トンに増加し、そのうちの約530万トンが都市部で発生している。しかし、ほとんどの廃棄物は適切に管理されておらず、処理されないままオープンスペースに処分されている。そのため、最終処分場からのごみの散乱、浸出水、悪臭、メタンガスによる汚染が、周辺住民の生活や自然環境に深刻な影響を及ぼしている。今後、都市部においては経済発展のみならず人口増加も廃棄物の増加の原因となり、それに伴って衛生環境がさらに悪化することが懸念されている。

この状況に対し、モロッコ政府は、適正な廃棄物処理の実施のため、2006年に廃棄物管理法（法律28-00号）を施行、2008年に国家廃棄物管理計画（以下「PNDM」）を策定した。同計画を基に、都市部においては民間事業者への業務委託により収集・運搬等のサービス改善を進めているが、中小都市及び村落部においては改善が進んでおらず、廃棄物管理体制の強化が喫緊の課題となっている。

こうした状況から、JICAはモロッコ政府の要請に基づいて2013年4月から2016年3月まで、モロッコの地方都市であるティズニット市及びその周辺地域を対象とした技術協力プロジェクト「ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト」（以下、「先行プロジェクト」という。）を実施し、①モロッコ初の広域廃棄物管理体制の構築、②3R実施による廃棄物管理の改善を目標として、包括的なアプローチでモロッコにおける新たな廃棄物管理の実現を支援した。一方、R/D先方負担事項であり、プロジェクト目標達成の外部条件である新規廃棄物処分施設整備が大幅に遅れ、これを前提とした一部活動が未実施の状況でプロジェクト終了を迎えた。モロッコ政府は、PNDMを推進する立場から、地方部における広域廃棄物管理体制構築・強化を非常に重要視しており、先行プロジェクトにおいて未実施となっている活動を実施し、所期の成果を達成することで、広域廃棄物管理のモデルケースを確立させたいとの強い意向を有している。先行プロジェクトの終了時評価においては、未実施の活動の確実な実施と成果達成のための知見蓄積のため、モロッコ側からはプロジェクト期間延長による支援の継続が希望されたが、新規廃棄物処分施設完成に要する期間が明確でない中、プロジェクト期間は延長すべきでないとして日本側は提言した。今般、当該新規廃棄物処分施設整備の目途がたち、モロッコ政府は、先行プロジェクトで未実施の活動実施と成果達成支援を目的として、日本政府へ専門家派遣を要請し、採択された。

2. 業務の概要

(1) 上位目標

ティズニット県における廃棄物管理が改善される。
ティズニット県における廃棄物管理モデルがモロッコ他県においても共有される。

(2) プロジェクト目標

ティズニット県における廃棄物管理能力が向上する。

(3) 期待される成果

【成果 1】ティズニット市の既存廃棄物処分場の改善・管理及び安全閉鎖能力が向上する。

【成果 2】ティズニット市の新規廃棄物処分施設を計画・管理する能力が向上する。

【成果 3】ティズニット市以外の周辺 3 コミューンにおける既存廃棄物処分場改善・管理及び安全閉鎖能力が向上する。

【成果 4】ティズニット県のマスタープランに沿った広域廃棄物管理実施計画作成能力が向上する。

【成果 5】ティズニット市及び周辺 3 コミューンにおける広域廃棄物管理能力が向上する。

(4) 活動の概要

【成果 1 関連】

1-1 先行プロジェクトで実施された既存処分場の改善が継続される。

1-2 先行プロジェクトで作成されたティズニット市の既存廃棄物処分場の改善・安全閉鎖計画をレビューし、新規廃棄物処分施設の建設状況を踏まえた必要な修正を行い、同計画を最終化する。

【成果 2 関連】

2-1 新規廃棄物処分施設建設及び運営にかかる仕様書作成を支援し、受託候補企業からの提案書を評価し、受託事業者を選定する能力向上を支援する。

2-2 新規廃棄物処分施設建設中の施工監理を支援する。

2-3 新規廃棄物処分施設共用後の運用管理能力向上を支援する。

【成果 3 関連】

新規広域処分施設の建設状況を踏まえて、ティズニット市以外の周辺コミューンにおける既存廃棄物処分場の安全閉鎖計画の策定を支援する。

【成果 4 関連】

成果 1 及び 3 を踏まえた収集・運搬計画を再考した上で、広域廃棄物管理実施計画を作成する。

【成果 5 関連】

廃棄物管理にかかる県のマスタープランをレビューし、成果 4 で作成された広域廃棄物管理実施計画の実施のためのアクションプランを作成し、ティズニット市及び周辺コミューンにおける広域廃棄物管理が実施される。

(5) 業務対象都市

モロッコ・ティズニット県のティズニット市、周辺 3 コミューン（アグルー、アルバ・サヘル、レガダ）

(6) 相手国実施機関

ア カウンターパート
ティズニット市役所

イ 関係機関

内務省、環境省、ティズニット県庁、周辺 3 コミューン役場

(7) 受益者

直接受益者：ティズニット市職員、周辺 3 コミューン町役場職員

間接受益者：プロジェクトサイトの住民

3. 業務の目的

「2. 業務の概要」で示した活動の実施支援を通じ、モロッコ側カウンターパート（以下、「C/P」という。）の廃棄物管理能力向上を図る。

4. 業務の範囲

コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

5. 実施方針および留意事項

(1) 新規廃棄物処分施設建設にかかる支援（設計内容、契約等）

ティズニット市は新規廃棄物処分場施設建設及び運営に係る受託事業者を選定するために現地の入札支援コンサルタントからの支援を受けている。しかし、この現地コンサルタントの経験はまだ浅く、仕様書にも不備が見られた。コンサルタントは、受託事業者を適切に選定するための入札にかかる技術的な支援をティズニット市に

対して行う。なお、ティズニット市の新規廃棄物処分場施設は、設計、建設及び運営管理を一体の業務とする DBO 方式として発注する計画であり、契約期間が 15 年間の長期コンセッション契約（設計、施工、運営管理等の業務を民間事業者の手で実施し、ティズニット市側は Tipping fee を民間事業者に支払う）になる予定である。そのため、仕様書を含む契約内容を精査し、ティズニット市側に不利とならない契約が締結されるようにするとともに、その契約を民間事業者に遵守させるための契約管理が重要となる。

(2) 新規廃棄物処分施設の運営における周辺コミュニティとの協働による広域廃棄物管理体制の構築

モロッコの地方行政の現状においては、個別の小規模自治体のみでは独自の廃棄物管理事業実施が困難であるケースが認められ、これが全体として環境への負荷となっている。そのような場合に地方の中核的都市が指導的な役割を果たす核となってコミュニティに対して技術支援を行い、複数の自治体で構成される「広域廃棄物管理体制」を構築し以て公衆衛生や環境保全の向上に寄与する、一種の広域廃棄物管理モデルが求められる。本プロジェクトにおけるモデルコミュニティに対する支援や、ティズニット市とモデルコミュニティの連携支援は、このような背景を考慮に入れ、支援を行う必要がある。

(3) 開発計画調査型技術協カプロジェクト「国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト」（2016 年度開始予定案件）との連携

本プロジェクトは、前述の活動を実施し、ティズニット市及び周辺コミュニティの廃棄物管理能力向上を目的としているが、プロジェクトで確立される中小都市に適した廃棄物管理事業モデルを開発計画調査型技術協カプロジェクト「国家都市廃棄物処理戦略策定プロジェクト」でその成果を全国に展開していくことが期待されている。そのために、プロジェクト実施の段階から、中央政府と緊密に連携することが重要であり、成果を全国に波及させることを意識したうえで、業務に従事することが求められる。

(4) 既存資料の有効活用

本業務を実施するにあたり、コンサルタントは、先行プロジェクトの報告書「ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト プロジェクトファイナル・レポート」（2016 年 3 月）や、「モロッコ国廃棄物事業基礎情報収集・確認調査報告書」（2010 年）、「モロッコ国全国廃棄物管理計画調査」（1997 年）等の過去に JICA が実施した調査結果や他ドナーの報告書等の既存資料を最大限に活用し、効率よく情報収集を行うこととする。

(5) 携行機材に係る業務

専門家の技術移転活動に必要と判断される携行機材に関しては、プロポーザルに①機材名、②必要数、③仕様、④参考銘柄、⑤現地調達可否、⑥見積価格、⑦必要と判断される理由、⑧用途等、⑨その他を記載し、提案すること。最終的に調達が必要と判断される機材については、ワークプランもしくはプログレスレポートに上記①～⑨を記載し、JICAの指示に基づき、原則、コンサルタントが調達するものとする。

本プロジェクトで調達した携行機材は、コンサルタントがプロジェクトの機材として先方実施機関と協力し管理を行なう。携行機材は、プロジェクト終了時にJICAと協議の上、先方実施機関に引き渡すものとJICAモロッコ事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行なう。

(6) 廃棄物管理計画の位置づけ及び他ドナーとの連携

廃棄物管理分野では、世界銀行がPNDMの実施支援として、開発政策融資(DPL)を行っており、2009年、2010年にそれぞれモロッコ政府に対して、100百万ユーロの貸付を行った。また、ドイツ国際協力公社(GIZ)は、PNDM実施を支援するため、環境分野の法的枠組み強化、国家有害廃棄物処理センターの設立、産業廃棄物管理の改善、地方自治体の廃棄物管理能力強化、環境管理センター設立準備等を行っている。本プロジェクト業務実施に際しては、これら2つのドナーとも連絡を密に行い、支援の重複を避けつつ、必要に応じて連携を図るよう留意する。また、フランス開発庁(AFD)等、他ドナーの支援は現在まで確認されていないが、実施状況についても適宜確認すること。

(7) 広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果を我が国・モロッコ両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、プロジェクトホームページ作成のための継続的な原稿作成と送付、JICAモロッコ事務所ホームページへの投稿、モロッコ側によるニューズレターの発行支援など、効果的な広報に努める。上記業務についてはプロポーザルにおいて具体的な内容を提案する。

6. 業務の内容

以下にJICAが想定する業務の流れを記載するが、コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、より効果的、効率的な作業工程・方法を検討し、プロポーザルにて提案すること。

(1) ワークプランの作成、協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針、方法（CD（Capacity Development）支援の手法を含む）、項目と内容、実施体制、ならびにスケジュール等を予備的に検討し、JICA 地球環境部の承認後、ワークプラン（案）としてとりまとめる。また、C/P に対し、ワークプラン（案）を説明・協議し、その内容について合意を得る。次年時以降は、必要に応じワークプランの改訂を行うこと。

(2) 定期報告会開催支援

ワークプラン、プロジェクトプログレスレポート、プロジェクト完了報告書等の承認、モロッコ側、日本側の合意形成・調整を行う。開催頻度は現地派遣毎とするが、必要に応じてそれ以外にも開催可能とする。

(3) プログレスレポート（現地派遣毎）、業務完了報告書の作成

各現地派遣の現地調査終了時に、プログレスレポート（仏文、英文及び和文）を作成し、C/P への説明及び内容に関する協議を実施する。また、この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、JICA へ提出する。契約終了時には、ファイナルレポート（英文及び仏文）を C/P へ、業務完了報告書（和文）を JICA へ提出する。

(4) 新規廃棄物処分施設建設にかかる入札～運用開始までの支援

モロッコ側で選定している新規廃棄物処分施設建設の現地業者契約に係る入札業務の促進・支援を実施する。現時点で想定される支援の内容は下記の通り。

- ① 仕様書の修正に係る助言（現在の仕様書の課題の整理、仕様書の修正等）
- ② 提案書の評価に係る助言（提案書評価の方針決定、提案書の評価、提案内容の妥当性検討、契約条件の検討、評価結果の取り纏め、報告等）
- ③ 基本設計に係る助言（提案書の内容と基本設計の内容の整合性、基本設計時に課題となった事項の解決方策の妥当性、施工計画の妥当性の確認等）
- ④ 詳細設計に係る助言（基本設計の内容と基本設計の内容の整合性、基本設計時に課題となった事項の解決方策の妥当性、施工計画の妥当性の確認等）
- ⑤ 施工監理にかかる助言（施工設計及び施工計画に基づいて施工がなされているか、品質管理の状況と必要に応じて改善勧告を行う。）
- ⑥ 運用開始にかかる助言（運用ルールの策定、実施に係る支援、モニタリング計画に係る助言、発注者側の人員配置に係る助言）

(5) ティズニット市における既存廃棄物処分場改善・管理及び安全閉鎖計画（案）作成
先行プロジェクトで明らかになった課題を基に、先行プロジェクトで作成されたティズニット市の既存廃棄物処分場の安全閉鎖計画をレビューし、『ティズニット市にお

る既存廃棄物処分場改善・管理及び安全閉鎖計画（案）』（仏文及び和文）を作成する。

(6) 携行機材調達

上記（5）で作成した『ティズニット市における既存廃棄物処分場改善・管理及び安全閉鎖計画（案）』を実施する際に必要な機材があれば調達する。なお、JICA が調達する機材についても、その調達支援を行う。なお、留意事項にも記載しているが、調達機材の内容については、JICA、C/P とも協議して決定すること。

(7) 新規廃棄物処分場管理のための人材研修実施

ティズニット市職員に対して、現在建設が予定されているティズニット市近郊における新規廃棄物処分場に関する以下の人材育成研修を行う。内容、回数等については、C/P とも協議のうえ決定することとするが、現時点では、研修参加人数は5名程度、期間は全部で10日間程度、研修開催場所はティズニット県内を想定している。

- 1) 新規廃棄物処分場計画策定
- 2) 新規廃棄物処分場施工監理
- 3) 新規廃棄物処分場運営維持管理

(8) 新規廃棄物処分場計画に関するアドバイス

新規廃棄物処分場建設計画に関して、立地、設計、設備、運営・維持管理に関するアドバイスをを行う。その際、ティズニット市は廃棄物から生成されるメタンガス発電にも関心があることから、メタンガス発電の活用も考慮したアドバイスをを行うこと。

(9) 新規廃棄物処分施設運営管理計画

上記(7)、(8)の活動を基に、『新規廃棄物処分場運営管理計画』（案）（仏文及び和文）を作成する。

(10) 県廃棄物管理マスタープラン実施指針作成

県マスタープランを実施に移す際の実施指針（ティズニット県 廃棄物管理マスタープラン実施指針（案））（仏文及び和文）を作成する。その際、同実施指針が他県でも活用出来るように留意すること。

(11) モデルコミュニティにおける廃棄物収集・運搬システム改善計画、既存処分場改善・安全閉鎖計画作成

先行案件で選定されたモデルコミュニティ（アグルー、アルバ・サヘル、レガダ）において、『モデルコミュニティにおける廃棄物収集・運搬システム改善計画（案）』（仏文及び和文）、『モデルコミュニティにおける既存処分場改善・安全閉鎖計画（案）』（仏

文及び和文)を最終化する。

(12)広域廃棄物管理計画の実施

広域廃棄物管理計画の実施のためのアクションプラン(仏文及び和文)を作成し、ティズニット市及び周辺コミュニオンにおける広域廃棄物管理計画を実施する。

(13)既存廃棄物処分場改善・安全閉鎖計画及び広域廃棄物管理の試行結果・課題・教訓の取り纏めと支援

- 1) 広域廃棄物管理に基づく収集運搬、処分を実施して、明らかになった課題について対応策を助言し、広域廃棄物管理が適切に実施されるよう支援する。
- 2) 全国マスタープランへの反映のため、一連の活動の結果と課題・教訓を文書にまとめる。

7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち業務完了報告書を成果品とする。

<報告書>

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書	契約締結日から起算して10営業日以内	和文2部 データ(メール添付可)
ワークプラン	第一回渡航1週間前	英、仏文2部 データ(メール添付可)
プログレスレポート	現地派遣毎	英、仏、和文1部 データ(CD-R 1部)
ファイナルレポート	契約終了時	英、仏文5部 データ(CD-R 2部)
業務完了報告書	契約終了時	和文3部 データ(CD-R 2部)

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) ワークプラン

コンサルタントは、既存資料（事前調査資料等）を整理分析し、ワークプランを作成し、現地作業開始時にモロッコ側 C/P 及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。なお、ワークプランには最低限以下の項目を含めることとする。

ワークプランの記載項目(案)

- ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- イ) プロジェクト実施の基本方針
- ウ) プロジェクト実施の具体的方法
- エ) プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- オ) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- カ) 業務フローチャート
- キ) 詳細活動計画（WBS/Work Breakdown Structure 等の活用）
- ク) 要員計画
- ケ) 先方実施機関便宜供与負担事項
- コ) その他必要事項

2) プログレスレポート、ファイナルレポート、業務完了報告書

コンサルタントは、プロジェクト終了までに業務完了報告書を作成し、実施機関及びその他関係機関へ説明し、内容に関する協議を行う。また、この協議結果を踏まえ内容を修正の上、JICA が開催する会議でプロジェクト業務完了報告書に基づく最終報告を実施し、その内容について JICA の合意を得ることとする。なお、ファイナルレポート、業務完了報告書には、最低限以下の項目を含めることとする。

- (ア) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- (イ) 活動内容（業務フローチャートに沿って既述）
- (ウ) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓
- (エ) 成果の達成度

添付資料

- ① 業務フローチャート
- ② 詳細活動計画
- ③ 専門家派遣実績
- ④ 機材投入実績

<技術協力等成果品>

- 1) ティズニット県 廃棄物管理マスタープラン実施指針（案）
- 2) ティズニット市 新規廃棄物処分施設運営管理計画（案）
- 3) ティズニット市における既存廃棄物処分場改善・管理及び安全閉鎖計画（案）
- 4) モデルコミュニティにおける廃棄物収集・運搬システム改善計画（案）
- 5) モデルコミュニティにおける既存処分場改善・安全閉鎖計画（案）
- 6) 広域廃棄物管理実施計画（案）
- 7) 広域廃棄物管理計画の実施のためのアクションプラン（案）
- 8) 既存廃棄物処分場改善・安全閉鎖計画及び広域廃棄物管理の試行結果・課題・教訓をまとめたレポート

報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

また、各報告書の最終化に際しては、提出時期の2週間前を目途に JICA 地球環境部にドラフトのデータをメール添付にてし、内容について協議・確認を行い、必要に応じて加筆・修正を行うこと。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2016年11月下旬の開始、2018年10月下旬の終了を目途とする。現地派遣は、ラマダン等現地の慣習や休暇を考慮して提案すること。

2. 業務量目途および業務従事者の構成（案）

(1) 業務量

全体：18.33MM

(2) 業務従事者の構成（案）

本業務は以下に示す分野を担当する専門家の配置を基本とするが、コンサルタントは業務内容を考慮の上、上記の業務量を超えない範囲において、担当業務の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、明確な理由とともに適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することを可とする。

(ア) 総括／廃棄物管理全般（2号）

(イ) 埋立処分場計画／廃棄物エンジニアリング（3号）

(ウ) 廃棄物収集計画

3. 対象国の便宜供与

モロッコ政府は、先行案件に基づきコンサルタント用執務スペースを提供予定。

4. 配布資料/参考資料

配布資料として、以下を配布する。

- ・ 「ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト 終了時評価ミニッツ」（2015年10月）
- ・ 「ティズニット市及び周辺コミュニティにおける廃棄物管理能力向上プロジェクト ファイナル・レポート」（2016年3月）

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で別見積りとして提案すること。

6. 現地再委託

広報活動については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン（平成24年4月）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、可能な限り現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこととする。

7. 安全管理

現地派遣期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。現地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、当該国のJICA在外事務所などにおいて十分な情報収集を行なうこと。また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。さらに、現地調査時には、同事務所等と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所等と緊密に連絡を取るよう留意すること。

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

8. その他留意事項

a) 通訳・翻訳

本業務を実施するにあたり、モロッコ側関係者とのコミュニケーションは仏語で実施されることが望ましく、英語ー仏語の通訳・翻訳を備上する必要があるため、本見積りに含めることを認める。

b) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施できることとする。

以上